

環境あきた

県民フォーラム 通信

発行/環境あきた県民フォーラム事務局
〒010-8570 秋田市山王4-1-1
秋田県環境政策課内
TEL018-860-1602 FAX018-860-3881
envplan@pref.akita.jp

2003年
春号



あなたが主役の「環境あきた」

(第2回あきたエコ&リサイクルフェスティバル優秀賞受賞標語)



みんなでつくろう！ きれいな秋田

4月20日(日)は あきた・ビューティフル・サンデー

秋田県では、毎年4月の第3日曜日を「あきた・ビューティフル・サンデー」と名付け、雪解け後の身近な環境を県民みんなできれいにするための活動の日としています。この日にあわせて、自宅のまわりなど身近な場所をきれいにしてみませんか。あなたのちょっとした活動が「公園のように美しいふるさと・秋田」をつくります。

美化シンボルマーク「クリンちゃん」→



C O N T E N T S

環境あきた県民フォーラム	
平成15年度主要事業について	…2,3
環境法解説(水と緑の条例)	…4
会員活動紹介	…5,6
インフォメーション	…7
総会のお知らせ	…8

環境秋田県民フォーラム通信は再生紙を使用して作られています。

環境あきた県民フォーラム

環境あきた県民フォーラムが平成15年度に予定している事業をお知らせします。

将来につながる新たな仕組みづくりなどに、ボランティアとして意欲的に参画いただける方を募集します。お問い合わせは、下記事務局までお寄せください。また、総会では、ひとりぼっちで太平洋を横断した64歳、堀江謙一氏の特別講演を予定しています。年齢に挑戦する氏の体験談を聞きながら、究極のエコを考えるとともに「高齢化何するものぞ!」の気概を分けてもらいませんか。多数の御参加をお待ちしています。

1 独自の事業

(1) 総会

と き：平成15年4月19日（土）午後1時～3時30分

ところ：秋田市山王中島町1-2 秋田県児童会館（018-865-1161）

内 容：・事業報告・事業計画 ・会計決算、予算

特別講演：堀江謙一氏 「未知への航海」

※積極的に御参加ください。また、御友人などに加入を呼びかけていただくなど、会員の輪の拡大に御協力くださるようお願いします。

(2) 情報発信事業

●ニュースレター（4回）

●ホームページ（随時更新 <http://www.pref.akita.jp/kankyoho/forum/sitetop1/index.htm>）

・会員の活動紹介・会員の活動への参加勧誘等・県民フォーラムの事業等紹介・行政情報の紹介など

※皆さんの日頃の活動をニュースレターに載せてみませんか。また、皆さんは、どんな情報の掲載を希望しますか。どんな情報や御意見をお寄せください。

(3) 環境優良企業・団体認証制度（仮称）の創設

企業や市民団体等の環境に配慮した取組について、県民（県民フォーラム）の視点で評価し、広く紹介することにより、さらなる取組意欲を喚起する制度の創設について検討する。

※ISOの認証は得ていなくとも、日頃から環境保全に取り組んでいる事業者、団体はたくさんいます。そんな活動を評価する秋田らしい制度の創設について、皆さんも一緒に考えてみませんか。



平成15年度主要事業について

2 県との共同事業

あきたエコ&リサイクルフェスティバルの開催

- 4月中に「実行委員会」を設立の予定
(昨年度)・会場 JR秋田駅前「ポポロロード」等
・内容 アトラクション、企業・市民団体等展示、フリーマーケットほか
・来場者数 約3万人(通行者含む)

※県民の方々に環境の大切さを呼びかける効果的なイベントのあり方などについて、一緒に考えてみませんか。

3 県事業への参画

(1) 環境保全活動リーダー養成、活動拡大事業

環境あきた県民大学事業(仮称)
地域活動に積極的に取り組む県民を、一定の課程を経た後に「環境あきたカウンセラー(仮称)」として認証する制度を創設し、「やりがい・生きがい」を導き出すとともに、さらなる活動の促進を図る。

★一定の課程・県民フォーラム会員(環境カウンセラー等)等による実践講義・教師OBによる「教え方講座」
地域活動への参加実績など

※地域で積極的に活動する県民を称え、一層の活動意欲を喚起するとともに、活動の輪の拡大を図ることを目的とした事業の具体化に向けて、一緒に考えてみませんか。

(2) 環境教育の仕組みづくり

4月に発足する「環境あきたアクションチーム」が取り組む「環境教育の仕組みづくり」の検討について、県民フォーラムの視点で積極的に参画する。

＜検討の視点＞

- ・小・中・高校各段階にふさわしい環境教育のあり方
- ・環境教育に対する県民(フォーラム会員、前記環境あきたカウンセラーなど)の関わりのある方など

※次代を担う子ども達の環境意識の醸成はとても大切です。教師や学識経験者、さらには子ども達などとともに、秋田らしい環境教育のあり方について、一緒に考えてみませんか。



環境あきた県民フォーラム事務局 秋田県環境政策課環境企画班
(018-860-1602)

4月から秋田市上北手(赤十字病院隣)「遊学舎」内に事務局を設置します。
電話番号など決まり次第、ホームページなどでお知らせします。

環境法解説

水と緑の条例／土壤汚染対策法

●「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」 (水と緑の条例) が、平成15年4月1日より施行されます。

近年の飛躍的な社会経済の進展に伴い、生活の利便性が向上する一方で、水辺では蛭やめだかなどの生物が少なくなり、子供たちが気軽に遊べる小川や山野が減少するなど、私たちの周りから、ふるさとの風景が失われてきています。このため、森林、河川、海岸等における自然環境の保全等に向けた様々な事業や多様な県民運動を展開することにより、豊かな「水と緑」に包まれたふるさと秋田を創造していく必要があることから、本条例を制定したものです。

この条例では、「水と緑」の保全と創造に向けた基本指針や施策の基本的な事項のみを定めており、具体的な事業等については、平成15年度において「基本計画」を策定する中で、検討を進めることとしています。

ご意見や詳細のお問い合わせについては、
県森林環境対策室森林環境班 (018-860-1750) までお寄せください。



土壤汚染対策法について

土壤汚染による人への健康被害を防ぐことを目的とした「土壤汚染対策法」が平成15年2月15日に施行されました。土地の価値を評価する項目の一つに「土壤汚染」も加わったことから、関心の高い方も多いかと思います。
今回はこのテーマについて、まとめて簡単に解説したいと思います。

(1) 法施行の背景

土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。土壌汚染による影響は、人の健康への影響や、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響などが考えられます。特に人の健康への影響については、汚染された土壌に直接触れたり、口にしたときの直接摂取による危険性と、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的な危険性が考えられます。また、近年、工場跡地の再開発等により土壌汚染が判明する事例が増えてきており、人の健康被害に対する懸念や対策の確立についての社会的要請が強まってきました。これらのことを受け、「土壌汚染対策法」が平成15年2月15日から施行されました。

(2) 法の目的

この法律は、有害物質を取り扱っている工場・事業場が、土壌汚染の有無が不明なまま放置され、例えば、マンション、住宅や公園等に代表される土地に利用された場合に、人への健康影響が生じることを防ぐことを目的としています。

(3) 法の概要

【調査の契機】

右図

【1】有害物質使用特定施設の使用が廃止された

【2】知事に調査を命じられた

【1】【2】のいずれかの場合には土地所有者は、環境大臣が指定する調査機関に調査をさせて、その結果を知事に報告しなければなりません(ただし、1の場合では、当該施設が設置されていた土地が、引き続き工場等に使われるのであれば、そのことを知事が確認している間、調査が猶予されます)。

【指定】

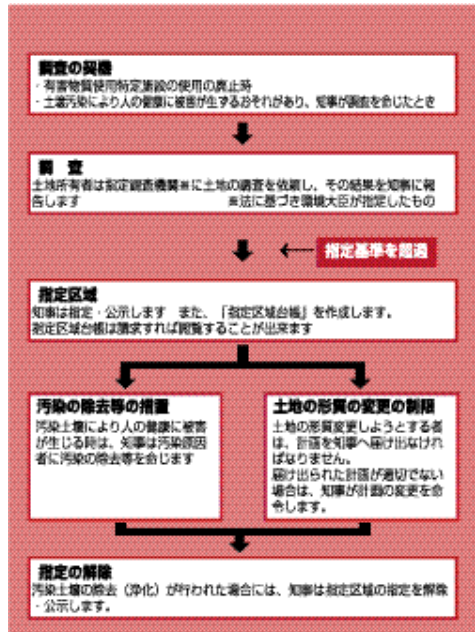
基準を超過する汚染が見つかった区域は、知事により指定区域として指定・公示されます。また、指定区域の所在地や土壌の汚染状態は「指定区域台帳」に記載され、請求により閲覧することが出来ます。

【指定区域の管理】

指定区域に指定された土地は、汚染土壌により人の健康被害が生じないよう管理されます。また、指定区域外へ汚染土壌を搬出する者は、環境大臣が定める方法により適正に処分するとともに、「搬出汚染土壌管理票」により、処分されるまでを管理し、その結果を知事に報告しなければなりません。

(4) 土壌汚染対策基金

「搬出汚染土壌管理票」の購入金、指定調査機関の請負金の一部等は、「土壌汚染対策基金」への出入金とされます。この基金は資力のない土地所有者等が汚染を除去するための費用に対する助成金や、土壌汚染の危険性を普及啓発する事業費用として使われます。



今後の土壌汚染対策

今後は、土地の価値を評価する場合に汚染状態も対象となってくることから、盛土のような一時的な措置では指定区域の指定が解除されないため、汚染が除去される措置を土地所有者等が進んで実施することが期待されます。

会員活動紹介

株式会社 東環

“総合環境事業”への挑戦

株式会社 東環



●今年の夏に完成する管理型最終処分場

「あなたへ 子供達へ 健全な世紀を贈りたい!」廃棄物処理業務を営む(株)東環では、業務を通じて、美しい地球の自然を守り、子供達が快適に過ごせる環境を造り上げていくための挑戦を続けています。

事業内容は一般に広く公開し、施設見学などの環境教育活動も行っています。

廃棄物問題が深刻化する“環境の世紀”を、(株)東環が先導します。

●廃棄物処理業務を“総合環境事業”へ進化させるために…

1. 廃棄物・環境その他関連の資格取得に力を



●今年の夏に完成する水処理施設

処理基準の確立、処理システム開発をしています。

3. 来年完成予定の「総合リサイクル施設」で、汚染の予防・環境浄化やゴミの減量・再利用・再生を進め、“ゴミゼロ循環型社会”の実現を目指す。

●従来の廃棄物処理場のイメージを変えていきます!

1. 何度も話し合いや説明を行ってきた結果、地元14町内すべてから同意を受けました。他企業にはない、地域との強い信頼関係は会社の大きな財産の一つです。

会社を信頼していただいている地元の方々の誇りとなれるような企業に成長していこうと思っています。

2. 施設内には暗いイメージがありません。明るく元気な接客、ピンク色の建物、ゴミの集積場には飛散防止に毎日土を被せ、施設内は常に掃いて清潔を保っています。

3. 週に1, 2回、場外清掃活動を行っています。

〒010-0121
秋田市金足黒川1番地
TEL 018-873-7301
FAX 018-873-7305

入れています。平成14年1月には環境に関する国際規格ISO14001を取得。最終処分場での同認証取得としては北日本エリア第一号です。

2.LCA(ライフ・サイクル・アセスメント)評価手法を導入し、環境負荷の少ない廃棄物



●「元気で明るい接客」がモットーです

会員活動紹介

秋田二次アクセスを進める会

リサイクル燃料による観光タクシー

秋田二次アクセスを進める会



●使用済み天ぷら油再利用燃料による観光タクシー「秋田エアポートライナー」

「秋田二次アクセスを進める会」では平成14年10月から、秋田空港と観光地を結ぶ観光タクシー「秋田エアポートライナー」の運行を開始いたしました。

このタクシーは、天ぷら油などの食用廃油を再利用した軽油代替燃料・BDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）を燃料として利用しています。

秋田県の観光の魅力は、豊かな自然と、それに関わりながら暮らしてきた「日本の原風景」といえる風土にあります。こうした自然や佇まいは大切な観光資源だからこそ、観光によって荒らされるリスクを軽減したい。BDF燃料タクシー運行の背景には、秋田の貴重な観光資源を保全し、大規模なリゾート開発とは違った秋田独自の魅力を打ち出すことによって、他県の観光との差別化を図っていくとする姿勢があります。

Q.BDFとは？

A. 濾過した天ぷら油などの食用廃油に、メタノールと触媒を加え、混合・攪拌したの軽油

代替燃料です。資源循環型のクリーンなエネルギーとして注目されています。

★BDFの特徴

1. 汚染を防ぎ、環境を浄化します。
2. 黒煙は軽油と比較して約3分の1です。
3. 硫酸酸化物はほとんどありません。

4. ディーゼル車、ボイラー用にそのまま使用できます。

5. 特別な仕様変更する必要はありません。

6. 軽油と同様の燃費と走行性です。

Q.秋田エアポートライナーとは？

A. 秋田空港から県内の観光スポットへ移動するための完全予約制ジャンボタクシーです。毎日運行しており、1人から予約できます。空港と目的地を直結するため、バス・列車・タクシーなどの既存の交通手段よりも費用・時間が大幅に削減できるほか、より多くの秋田の魅力を利用者に知ってもらうため、移動中の車内での観光情報提供や、特産品の紹介なども今後実施していく予定です。また、男鹿や八幡平エリアへの路線の拡大も現在検討中です。

Q.乗降場所と費用は？

A. 秋田空港・角館・田沢湖・田沢湖高原・乳頭温泉郷で乗り降りできます。秋田空港から角館までは片道60分で1,800円です。

〒010-1211

秋田県河辺郡雄和町樺川字山籠49

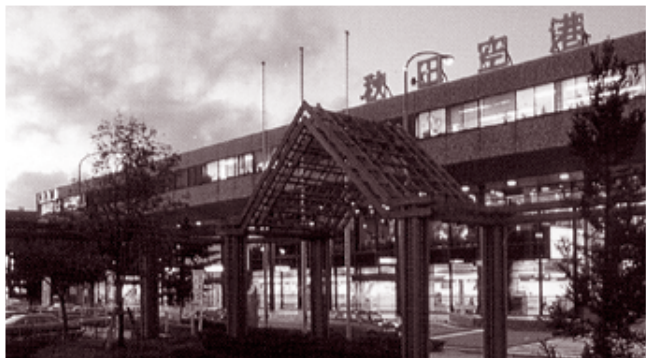
TEL 018-886-3366

FAX 018-886-3050

E-mail: annnai@akita-airport.com

URL: <http://www.akita-airport.com/>

お問い合わせ：018-867-7444



会員活動紹介

100年後の森を夢見て…

木を植える人びとの会

木を植える人びとの会では、広葉樹を植樹し、環境の保全と未来への緑の継承を願うとともに、市民生活に潤いを与えたいとの目的で、平成2年12月に発足しました。会員数は120名で、本荘市周辺の住民が6割強、秋田市周辺や首都圏に在住する会員が3割以上を占めています。

活動の内容

毎年5月と10月に市内適所に広葉樹を植樹しています。主な植樹場所は、本荘市水源の森、市内公共用地（児童公園など）、鳥海山麓の水源地、鎮守の森などです。また、自然観察会や講演会の開催、会報の発行もしています。

平成12年3月には、このような活動に対して、国土緑化推進機構から、森林の整備活動支援事業助成金の

交付を受けたほか、第2回秋田県環境大賞を受賞しました。

活動目標

平成10年から始まった、本荘市水源の森に借り受けした0.75ヘクタールへの植林が完了しましたので、これからは植林区間をさらに拡張し、よりよい水源の森づくりへの協力を続けていきます。

平成13年には、ローソン緑の街づくり事業の助成対象となり、県立ゆり養護学校の敷地周辺に、生徒達の憩いの場となる広葉樹の森づくりを実施しました。今後は新興住宅街の中にある都市公園の緑化や、市内に残り少なくなってきた「鎮守の森」の、良好な生態系の維持にも努めていこうと思っています。



〒018-0603
秋田県由利郡西目町西目字廻り田10
TEL/FAX 0184-33-2226
E-mail:3c.nao11.com

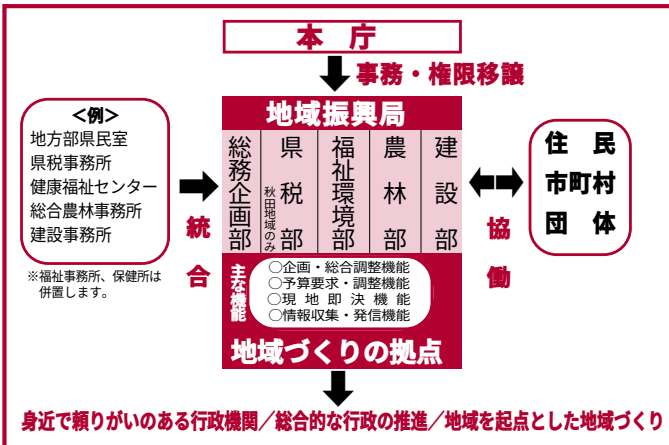
INFORMATION

4月1日から「地方振興局」がスタート

現在の地方部を単位に、「地域づくりの拠点」として8つの振興局がスタートします。組織の変更は下のとおりですが、これまでの〇〇地方部健康福祉センターはなくなって〇〇地方振興局福祉環境部になり、〇〇保健所は、そのまま存続します。環境担当職員は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの公害関係法令を担当する地方振興局環境指導課と廃棄物処理や理・美容関係業務等を担当する保健所環境指導課の二つの立場を兼務することとなります。

皆さんが〇〇保健所に電話をしようとした時、受け取った職員が「〇〇地方振興局福祉環境部です。」とお応えする場面もあると思いますが、同じ職場ですので、御承知置くださるようお願いいたします。

県環境政策課環境企画班 (018-860-1602)



秋田県環境基本計画を見直しします。 御意見をお聞かせください

県民の皆さんの参加をいただきながら「風おある緑豊かな秋田」の実現を目指すことなどを掲げ、本県の環境保全施策の羅針盤としてきた「秋田県環境基本計画」が、平成10年3月の策定から5年を経過し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向けた社会の動きも大きく変化していることから、次の点を中心として平成15年6月を目途に見直しを図ります。

詳しいことは、県ホームページ「美の国ネット」(<http://www.pref.akita.jp/kaikaku/public/shikou.htm>)の「●ご意見をどうぞ」欄をご覧いただくか、県環境政策課、各地方部、県民室、各保健所環境指導課にお問い合わせください。

より良いものとするために、積極的に御意見をお寄せくださるようお願いします。
(県環境政策課環境企画班018-860-1602)

【1】現行計画策定後に開始された取組などを、改めて基本計画に明記します。

【2】本県の環境特性の変化などを踏まえ、新たに取組むこととしている施策を基本計画に明記します。

【3】重要な施策については、数値目標を設定するとともに、取組状況を県民の皆さんにお知らせしながら、達成を目指します。

発行 環境あきた県民フォーラム事務局

〒010-8570 秋田市山王4-1-1秋田県環境政策課内 TEL018-860-1602 FAX018-860-3881
e-メール envplan@pref.akita.jp

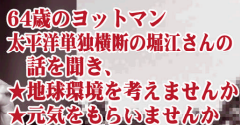
フォーラム事務局からのお願い

このニュースレターは、今後も内容の充実を図っていきます。例えば次のような読者の皆様身近にある環境にやさしい情報をシリーズ化して掲載していきたいと考えております。〇街の身近な修理屋さん 〇街の美化グループ等…ぜひ事務局まで情報をお寄せくださいますよう、お願いします。

手をつなぎながらくろう環境あきた

と き 平成15年4月19日(土) 午後1時～
ところ 県児童会館(秋田市山王中島町1の2)

同日午後2時～



- [illegible]

会員多数のご来場をお待ちしています。フォーラムへの御入会は事務局まで、会場でも受け付けます。

事業の詳細は総会で御説明致します。

実施方法などについて、環境をキーワードに「のびがいい、やりがいい」の創出に向けた検討に参加する意欲ある会員を募集しています。

- ◆環境情報発信 ◆あきたエコ&リサイクルフェスティバル ◆情報誌発行、ホームページ運用
◆環境あきた県民大学開学 ◆環境優良企業・団体認証制度の創設 ◆環境教育の仕組みづくり

【お問い合わせ先】環境あきた県民フォーラム事務局
県環境政策課環境企画班
(018-860-1602)

環境あきた
県民フォーラム